



取り扱い金融商品に関する留意事項

- 商号：岡三オンライン証券株式会社／金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 52 号
- 加入協会：日本証券業協会、（社）金融先物取引業協会
- リスク：**【株式等】**株価変動による値下りの損失を被るリスクがあります。信用取引、先物取引及びオプション取引では投資金額（保証金・証拠金）を上回る損失を被る場合があります。株価は、発行会社の業績、財務状況や金利情勢等様々な要因に影響され、損失を被る場合があります。投資信託、不動産投資証券、預託証券等は、裏付け資産の評価額（指数連動型の場合は日経平均株価・TOPIX 等）等、先物取引及びオプション取引は対象指数等の変化に伴う価格変動のリスクがあります。外国市場については、為替変動や地域情勢等により損失を被る場合があります。**【FX】**外国為替証拠金取引は預託した証拠金の額を超える取引ができるため、対象通貨の為替相場の変動により損益が大きく変動し、投資元本（証拠金）を上回る損失を被る場合があります。対象通貨の金利変動等によりスワップポイントの受取額が増減する可能性があります。ポジションを構成する金利水準が逆転した場合、スワップポイントの受取から支払に転じる可能性があります。為替相場の急変時等に取引を行うことができず不測の損害が発生する可能性があります。システム、通信回線等の障害により発注、執行等ができず機会利益が失われる可能性があります。
- 保証金・証拠金：**【信用】**最低保証金 30 万円が必要です。信用取引は保証金の額を上回る取引が可能であり、取引額の 33%以上の保証金が必要です。**【先物・オプション】**「SPAN®に基づく証拠金額 ×1.2- ネットオプション価値の総額」の証拠金が必要です。**【FX】**発注証拠金は、取引所が定める為替証拠金基準額に当社が合理的と認める額を加算した額とします。通貨ごとに異なります。FX は発注証拠金に対して 1 万通貨の取引が可能です。為替証拠金基準額は取引所により市場リスク等の算定に基づき適宜改定されるため、発注証拠金の額を事前に示すことはできません。Web サイトで最新のものをご確認ください。
- 手数料等諸費用の概要：**【日本株】**売買手数料には 1 注文の約定代金に応じたノーマルプランと 1 日の合計約定代金に応じた定額プランがあります。上限手数料（税込）は、ノーマルプランでは現物 1,575 円、信用 400 円です。定額プランでは、現物は約定代金 100 万円以下で上限 900 円、以降約定代金 100 万円ごとに 420 円加算、信用は約定代金 1 千万円以下で上限が 1,000 円、以降約定代金 5 千万円ごとに 1,890 円加算します。預り資産により優遇レートもあり、プランは変更可能です。信用取引には金利、管理費、権利処理等手数料、品貸料、貸株料の諸費用が必要です。**【中国株】**売買手数料（税込）は約定金額の 0.21%（最低手数料 52.5 香港ドル）。この他に香港印紙税、取引所手数料、取引所税、現地決済費用の諸費用が掛かります。**【先物】**売買手数料（税込）は、日経平均株価先物は 1 枚につき 462 円、日経 225mini は 1 枚につき 42 円です。**【オプション】**売買手数料（税込）は、約定代金に対して 0.21%、最低 210 円です。**【投資信託】**お申込みにあたっては、当該金額に対して最大 3.675%（税込）の申込手数料を戴きます。換金時には基準価額に対して最大 0.5%の信託財産留保金をご負担いただく場合があります。信託財産の純資産総額に対する信託報酬（最大 1.974%（税込・年率））、その他の費用を間接的にご負担いただきます。また、運用成績により成功報酬をご負担いただく場合があります。詳細は目論見書でご確認ください。**【FX】**売買手数料（税込）は 1 万通貨単位ごとに 210 円です。
- お取引の最終決定は、契約締結前交付書面、目論見書等及び Web サイト上の説明事項等をよくお読みいただき、ご自身の判断と責任で行ってください。

ブラジル経済・金融概況

ブラジル、金融取引税(IOF)をゼロ%に引き下げ

要旨

ブラジルのルーラ大統領は、大統領令を発令し、非居住者によるブラジル証券投資の一部に課せられていた1.5%の金融取引税(IOF)をゼロ%に引き下げました。

実施日

2008年10月23日

金融取引税引き下げの内容

- ・ ブラジルのルーラ大統領は、大統領令を発令し、国家通貨審議会(Brazilian Monetary Council)の規制下にあるブラジルの金融・資本市場への非居住者による投資に関わる全ての外国為替取引に対する金融取引税(IOF)を、2008年10月23日からゼロ%に引き下げました。
- ・ 決済日が2008年10月23日以降の上記の全ての外国為替取引は、当該外国為替取引／契約がそれ以前に行われていても、ゼロ%の金融取引税が適用されます。
- ・ この大統領令によって、非居住者によるブラジル債券投資に伴う為替取引への課税は1.5%からゼロ%へと引き下げられました。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

当資料は、HSBC投信株式会社(以下、当社と言います)が情報提供を行う目的で作成したものであり、特定の投資信託等の売買を推奨・勧誘するものではありません。当資料は法令に基づく開示書類ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報をもとに作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料に記載された市場の見通し等は作成時点での当社の見解であり、今後予告なしに変更されることがあります。また、当資料に記載された当社の見解等は、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

※「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をお読みください。